

笠岡諸島交流センター利用にかかるチェックリストについて

宗教活動または政治活動を目的とする利用ではありません。

主として営利目的のみを目的とする利用ではありません。

参加費を徴収する利用ではありません。(広場の営利目的利用の場合は除く)

→参加費を徴収する場合、当該参加費が、

ワークショップ等を利用する場合で、当該活動にかかる材料費等の実費相当額である。

申請事業にかかる運営費等に充当されるもので、主催者の利益として会計上処理されるものではありません。

広場における営利目的での利用について、建物内のコンセントは利用せず、必要となる電源設備等は主催者において準備します。

上記を遵守しない場合には、笠岡諸島交流センターの今後の利用について制限される場合があっても異議はありません。

申請者代表 _____